

第6章 具体的な取組

1 ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

ア 依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進

<現状と課題>

「ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)」等に、ギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及啓発を実施していますが、十分とは言い難い状況にあります。

<取組の方向性>

ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と理解の促進のための普及啓発を積極的に行い、県民のギャンブル等依存症の発症予防に努めます。

<具体的取組>

- 県のホームページ等で、ギャンブル等依存症の正しい知識と県こころの健康センターをはじめ、ギャンブル等依存症関連問題の各種相談窓口を周知します。
- 県は、依存症チェックリストを掲載したリーフレット等を作成し、関係事業者やギャンブル等依存症関連問題相談窓口、市町等を通じて普及啓発を行います。
- 県は、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」はもとより、あらゆる機会を通じて、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を行います。

イ 関係事業者による普及啓発

<現状と課題>

公営競技や遊戯業等の関係事業者は、利用者のみならず、広く一般向けにギャンブル等依存症に対する注意喚起を実施していますが、ギャンブル等依存症の発症予防・早期発見のための普及啓発を強化する必要があります。

<取組の方向性>

公営競技や遊戯等の利用者が、ギャンブル等依存症ならびに関連問題への関心と理解を深め、発生予防・早期発見につながるよう、関係機関が連携し、積極的な普及啓発に努めます。

<具体的取組>

- 告知ポスターや新聞・雑誌広告等により、一般県民向けにギャンブル等依存症に関する注意喚起を行うとともに、競技場内及びぱちんこ店舗内においてポスター掲示等により、注意喚起を行います。
- 公営競技や遊戯等の利用者へ、依存症チェックリストを掲載したリーフレット等を配布します。

【関係事業者の取組】

県競馬事業局	・場内に依存症啓発ポスターを掲示 ・ホームページで「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の相談窓口を掲載
石川県遊技業協同組合	・店内に依存症問題の相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)」相談窓口告知ポスター掲示 ・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」による啓発 ・安心パチンコ・パチスロリーフレットの設置 ・店内 ATM 等の撤去

(2) 青少年等に対する予防教育

ア 学校教育等の推進

<現状と課題>

平成 30 年 3 月に公示された「高等学校学習指導要領(以下「学習指導要領」という。)」では、保健体育科の指導内容の一つとして、精神疾患が取り上げられました。また、平成 30 年 7 月公表の「新高等学校学習指導要領解説(保健体育編)」において、「ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」と記載され、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を含めた依存症について取り上げることとなりました。

現在、ギャンブル等依存症について、実際に指導を行う教員の理解が十分でなく、学校において指導する上で、参考となる資料も十分に整備されていません。

<取組の方向性>

「依存症とは」、「嗜癖行動について」、「行動嗜癖への対応」等、ギャンブル等依存症に関する知識の普及及び啓発を図ります。

<具体的取組>

- 学校教育においてギャンブル等依存症などの行動嗜癖に関する指導を行うことを目的とした教師用指導参考資料について、学校等へ周知し、活用を促します。
- 県教育委員会では、ネット依存やゲーム障害の危険性と対策についてをまとめたパンフレットを作成し、保護者等へ配布することで、予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。

イ 関係事業者による若年層への予防に関する取組

<現状と課題>

ギャンブル等依存症の発症を予防するためには、本人・家族の申告による利用制限や、20歳未満の者の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図る必要があります。

＜取組の方向性＞

公営競技の投票券の購入は 20 歳未満、ぱちんこの利用は 18 歳未満の者は禁止であることの周知を徹底するとともに、アクセス制限等の適切な運用に努めます。

＜具体的取組＞

- 関係事業者は、競技場内や店舗内等において警備員や従業員による声かけや年齢確認、場内放送やポスターによる注意喚起を実施します。
- ギャンブル等依存症である者等またはその家族の申告により、入場を制限したり、使用上限金額の設定等を行うなど、アクセス制限に取り組みます。

【関係事業者の取組】

県競馬事業局	・馬券発売窓口にて 20 歳未満購入防止のステッカーを貼り付け ・大型映像装置にて 20 歳未満購入防止の注意喚起画面を表示 ・アクセス制限
石川県遊技業協同組合	・18 歳未満入場禁止ポスター・遊技禁止シール、年齢確認シートを掲示 ・アクセス制限(自己申告プログラム・家族申告プログラム)

2 必要な支援につなげる相談支援体制づくり

(1) 依存症の本人及び家族等への相談支援の強化

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の進行・再発を予防するためには、早期発見・早期介入が重要であるため、平成 31 年 4 月 1 日に、県こころの健康センターを「依存症相談拠点機関」に選定しましたが、相談拠点や県保健福祉センター等に寄せられる相談は、少ない状況にあります。

＜取組の方向性＞

ギャンブル依存症に関係する様々な機関において相談支援体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができるよう、体制整備を図ります。

＜具体的取組＞

- 県こころの健康センターや県保健福祉センター等でギャンブル等依存症である者等及びその家族の相談を受け付け、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携しながら支援を行います。
- 県こころの健康センターや県保健福祉センターで家族教室を開催し、家族自身がギャンブル等依存症への理解を深められるよう支援します。

(2) 多機関の連携・協力による総合的な相談支援体制の構築

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の関連問題には、多重債務や貧困、犯罪、虐待、自殺等が

あり、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入する必要がありますが、本人に自覚がなく、支援につながっていないことがあります。

＜取組の方向性＞

ギャンブル等依存症関連問題に対応する相談従事者の依存症に対する知識を向上させることにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげます。

＜具体的取組＞

- ギャンブル等依存症問題に関係する相談機関は、ギャンブル等依存症が背景にある場合は、専門医療機関・相談拠点等を紹介します。
- 県は、ギャンブル等依存症や関連問題に対応する相談員に対して、ギャンブル等を原因とする借金の債務整理について（自己破産による免責の可否及び任意整理についての相談等）の理解を促します。
- 県福祉事務所は、総合的な課題を抱える生活困窮者に対してワンストップの相談窓口を設置し、相談支援員による包括的な支援を実施します。
- 県内の児童相談所は、児童虐待の背景に、保護者のギャンブル等依存症の問題が見受けられる場合には、子どもへの養育についての指導を行うとともに、保護者に医療機関の受診を勧める等適切な支援につなげます。
- 県こころの健康センターを相談拠点とし、ギャンブル等依存症の本人及び家族等への相談を受け付け、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携しながら支援を行います。

3 医療の質の向上と医療体制の強化

(1) 依存症専門医療機関等における医療提供体制の強化

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症は、適切な医療や支援により回復が十分可能ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関の不足等から、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられる体制は十分とは言い難い状況です。

国は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け厚生労働省通知）により、各都道府県において、専門的な医療を提供する「依存症専門医療機関」及び医療提供に加えて研修や情報発信等を行う「依存症治療拠点機関」（以下、「専門医療機関等」という。）の整備を進めることとしています。

これを受けて、県は、令和2年3月25日に、県立高松病院と松原病院を「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」に選定しました。

＜取組の方向性＞

ギャンブル等依存症である者等が、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関等の拡充を図るとともに、専門医療機関等の職員を国指定の研修に派遣するなどし、質の高い医療の提供に努めます。

＜具体的取組＞

- 県は、専門医療機関等の拡充に努めます。
- 県は、専門医療機関等の職員を国指定の研修に派遣します。

(2) 依存症の治療が可能な医療機関の充実

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の専門医療機関等は2機関に留まっていることから、専門医療機関等が中心となり、地域の精神科医療機関や内科等のかかりつけ医等との連携のもと医療提供体制を整備する必要があります。

＜取組の方向性＞

地域の身近な精神科医療機関で、ギャンブル等依存症の治療を受けることができ、必要に応じて専門医療機関等につなぐための体制づくりを進めます。

また、内科等のかかりつけ医が依存症を早期発見・早期介入するための取組を進めます。

＜具体的取組＞

- 依存症治療拠点機関は、精神科医療機関の従事者を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施し、地域の精神科医療機関の従事者がギャンブル等依存症について学ぶ機会を提供します。
- 県は、ギャンブル等依存症が疑われる者を早期に適切な医療につなげるため、内科等のかかりつけ医等を対象に依存症に関する研修会等を実施します。

4 回復支援の充実

(1) 自助グループ等との連携推進

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の回復においては、同じ目的を持った仲間とともに取り組むことが有効といわれており、県内では、以下5つの自助グループが活動しています。また、ギャンブル等依存症である者等の自立を支援する自立訓練施設が一カ所あります。

【ギャンブル等依存症に関する自助グループ等】

区分	団体名	グループ名	活動拠点
当事者グループ	GA(ギャンブラーズ・アノニマス)	GA金沢輝きグループ	金沢市
		GA石川グループ(小松支部)	小松市
		GA野々市グループ	野々市市

区分	団体名	グループ名	活動拠点
家族や友人のグループ	ギャノマン	たんぽぽ	金沢市
		石川・どんぐり	金沢市
区分	施設名	運営主体	所在地
自立訓練施設 (生活訓練)	マインド	一般社団法人セルフ리카バリー	金沢市

<取組の方向性>

ギャンブル等依存症である者等及びその家族が、必要に応じて自助グループ等に繋がることのできるよう、積極的な周知に努めるとともに、自助グループ等との連携により、ギャンブル等依存症対策を推進します。

<具体的取組>

- 県こころの健康センターのホームページ等で、自助グループ等を周知します。
- 県こころの健康センターや県保健福祉センターは、自助グループ等と協働し、家族教室や研修会等の依存症対策を実施します。

(2) 社会復帰支援の充実

<現状と課題>

ギャンブル等依存症の回復のためには、医療機関への通院等が必要な場合もあり、職場の理解や配慮が必要となりますが、職場を含む社会全体において、ギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解がまだ十分に普及しているとは言い難い状況にあります。

また、ギャンブル等依存症である者等の治療、回復には、家族の協力が重要であり、家族に対し、当事者と同様の支援や治療に関する情報を提供することが重要です。

<取組の方向性>

就労及び復職、治療等が偏見なく行われるよう、職場における理解や支援を促進するための取組を進めます。

<具体的取組>

- 県は、産業保健総合支援センター等の職域保健との連携により、職場における普及啓発を実施します。
- 県こころの健康センターや県保健福祉センター等でギャンブル等依存症である者及びその家族の相談を受け付け、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携しながら支援を行います。(再掲)
- 県こころの健康センターは、ギャンブル等依存症である者等を対象に、SAT-G(島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)等のより専門的な支援を実施し、ギャンブル等依存症からの回復を支援します。

○県こころの健康センターや県保健福祉センターで家族教室を開催し、家族自身がギャンブル等依存症への理解を深められるよう支援します。(再掲)

5 依存症関係機関による連携体制の構築

(1) 予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない相談支援体制の構築

<現状と課題>

国は、「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け厚生労働省通知)により、都道府県に対し、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催するよう求めています。

これを受けて、県は、令和3年1月20日に「ギャンブル等依存症対策推進会議」を設置しました。

<取組の方向性>

ギャンブル等依存症対策を推進するにあたっては、アルコールや薬物、ゲーム等の各種依存症対策と有機的な連携を図るとともに、予防から相談、治療、回復支援まで、切れ目なく支援する体制を整備します。

<具体的取組>

○県は、「ギャンブル等依存症対策推進会議」を開催することにより、行政、医療、福祉及び司法等の関係機関と依存症対策の現状と課題について情報共有を行い、密接な連携のもと、必要な施策を推進します。

(2) 人材の確保

<現状と課題>

ギャンブル等依存症の相談・治療体制の充実を図るためには、医療・相談従事者の質の向上が求められています。

<取組の方向性>

専門医療機関等や相談拠点機関等の職員を国指定の研修等に派遣し、質の高い医療・相談支援の提供を図ります。

また、身近な地域で適切な医療・相談支援が提供されるよう、依存症治療拠点機関等で研修を実施し、人材の育成及び質の向上に努めます。

<具体的取組>

○県は、依存症専門医療機関や相談拠点機関等の職員を国指定の研修に派遣します。(再掲)

○依存症治療拠点機関は、精神科医療機関の従事者を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施し、地域の精神科医療機関従事者がギャンブル等依存症

について学ぶ機会を提供します。(再掲)

○県こころの健康センターや県保健福祉センターは、相談支援従事者を対象にギャングル等依存症に関する研修を実施します。